

て居たものと考へざるを得ません。今回の問題も、かく考へ来ると、その因由が大分はつきりして参ります。即ち丸三問題は動機であり、近因の一つであつてその全体ではありません。夫は「ストライキ」を決議して、その旨申出でから追加要求を提出したといふ事によつても、證明されます。目的とする所、主眼とする所は所謂復活及添加要求案であつたのであります。所謂「敵は本能寺」にあつたのでした。之によつて、何が故に事が起つたかは御賢察を乞ひたいと思ひます。

そこで、今度の要求であります。之は四月十日提出の賞金一割増給年未賞與最低限度を一ヶ月とする等の外に新たに団体協約権の承認といふ一項を添加して居りますが（夫は總同盟の會員以外を使用すべからざる事だとして）之等を容るべきや否やは、四月以來、我國財界の景氣が平常に復して居ないこと及工場に於ける作業の實状を御考へ下されば、自然にお判りになる事と思ひますので改めて申上ません、兎に角、會社としては、四月の時よりも更に一層強い理由で御断りするより外ないのでキツバリ断はつた次第であります。

罷業突發の由來や要求の當否等については、概ね右によつて御賢察を請ふ事として、兎に角、一旦事が起りましたからには、町及四隣町村、延いて社會一般に、大變な御迷惑をお懸けした事は會社としても何共御氣の毒に堪えません。更に途上に見張を設けて通行者を誰何し、不安を興へた等々如何ばかり御困惑の事せう。のみならず、國民生活必需品の提供に一大頓挫を來し政府が社會政策的見地から特に公益的性質を有する製品として免稅までした醤油の價格を之が爲めに昂騰に向はしめ國民生活に脅威を興んとするに至つては、何共遺憾千萬であります。

「ストライキ」勃發の由來を大体申上げ、會社がやむなく應戰するに至つた次第を御諒解を願ふもので御座います。

昭和二年九月廿日

野田醤油株式会社

十七日午後

第十七工場の作業開始に就いて

今度の争議に因り出荷全く不能に陥り醤油の町野田から一樽の出荷も無いこと茲に約十日、町の繁榮は日に日に蝕まれ、ある状況に慨し愛町の觀念に燃え正義の志に富める町民各位の熱烈なる御勧告もあり且需要者各位よりの真情を四草の苦衷を披瀝せる出荷勧告引きも切らぬ有様なもので茲に會社も決意致し本日二期の萬難を排して第十七工場の作業を本社マロ貝の手に移して開始することに致しました勿論出荷も平常通り多数を望み得ませんので一般の御期待には添ひ難いとは思はれますが日常生活の必需品でありまますから需要の幾分でも充し得るならば幸甚です第十七工場の作業開始については種々の非難をするものもありませんが社員を以て作業を開始したこと及現在第十七工場工員は非労働組合員であり又多量議勃發の頭初に於て會社任意の休